

(仮称) 八女市立立花学園増築改修工事設計業務委託

公募型プロポーザル

(審 査 要 領)

令和8年 5月

八女市 教育部 学校教育課

(仮称) 八女市立立花学園増築改修工事設計業務委託公募型プロポーザル審査要領

1 趣旨

(仮称) 八女市立立花学園増築改修工事設計業務委託に係る公募型プロポーザルにおいて、契約の相手となる設計候補者及び次点者(以下「候補者等」という。)を選定するため、本プロポーザル実施要領に基づき、参加者の審査に必要な事項を定めるものとする。

2 審査委員会

候補者等の選定は、「(仮称) 八女市立立花学園増築改修工事設計業務委託公募型プロポーザル審査委員会」(以下「審査委員会」という。)において行う。

3 一次審査(書面審査)

(1) 審査対象資料

- ① 参加表明書(様式第1号)及び添付資料
- ② 建築士事務所の組織体制(会社概要)(様式第2号)及び添付資料
- ③ 建築士事務所の業務実績(様式第3号)及び添付資料
- ④ 業務の実施方針(様式第4号)
- ⑤ 今回の業務実施体制(様式第5号)及び添付資料
- ⑥ 配置予定技術者の業務実績等一覧(様式第6号)及び添付資料
- ⑦ 国税、県税、市税等の滞納のない証明書(写し可)
- ⑧ 暴力団に関与の無い旨等の誓約書兼承諾書(様式第8号)

(2) 参加資格要件の審査

参加資格要件の審査は審査委員会の事務局が行う。事務局は、参加表明者について、本プロポーザル実施要領の参加資格要件をすべて満たしているかどうかを審査し、有資格者を一次審査の対象とする。

(3) 一次審査(書面審査)の審査基準及び配点割合

一次審査は、参加表明者から提出された書類について、その名を伏せて審査委員会が行う。参加表明者が多数の場合は、その中から上位5者程度を二次審査(プレゼンテーション審査)の対象者として選定する。ただし、参加表明者数に関わらず上位者との評価の差に大きな開きがあると審査委員会が判断した場合は、合議により二次審査の対象としないことがある。審査基準及び配点割合は次表のとおりとする。

一次審査の審査基準				
評価項目	内容（対象様式等）	審査・評価の視点	配点割合	
能力の評価	1. 事務所の能力	(1)建築士事務所の組織体制（様式第2号）	事務所の資格者数等の状況（一級建築士、構造一級建築士、設備一級建築士 他）	10
	2. 担当チームの能力	(1)今回の業務実施体制（様式第5号）	配置予定技術者等の状況（一級建築士、構造一級建築士、設備一級建築士、建築設備士 他）	10
		(2)管理技術者の経験年数（様式第6号）	実務経験年数を評価	5
		(3)主任技術者の経験年数（様式第6号）	意匠（設計）、構造、電気設備、機械設備主任技術者の実務経験年数を評価	5
実績の評価	3. 事務所の実績	(1)建築士事務所の業務実績（様式第3号）	代表事務所の同種業務実績等を評価	10
	4. 担当チームの実績	(1)管理技術者の業務実績（様式第6号）	管理技術者の実績等を評価	6
		(2)意匠（設計）主任技術者の業務実績（様式第6号）	意匠（設計）主任技術者の実績等を評価	5
		(3)構造・電気設備・機械設備主任技術者の業務実績（様式第6号）	構造・電気設備・機械設備主任技術者の実績等を評価	9
業務の実施方針	5. 本業務に対する考え方	(1)業務を実施する組織体制の特徴や業務への取り組み方（様式第4号）	組織体制、コンセプト、スケジュール等を総合的に評価	40
計			100	

(4) 技術提案書等の作成及び二次審査への出席の要請

一次審査の審査基準に基づき審査を行い、上位5者程度を選定し、技術提案書等の作成及び二次審査（プレゼンテーション審査）への出席を要請する。

4 二次審査（プレゼンテーション審査）

（1）審査対象資料

- ① 技術提案書（様式第9号）
- ② 業務の実施方針等（様式第10号）
- ③ 特定テーマに対する技術提案（様式第11－（①～③号））

（2）プレゼンテーション審査の要領

- ① 審査委員会は、二次審査対象者（以下「提案者」という。）ごとに技術提案書等に係るプレゼンテーション審査を実施する。審査は提案者の名を伏せて行う。
- ② 審査時間は、1提案者につき50分以内（プレゼンテーション：30分以内、質疑応答：20分以内）とする。
- ③ 使用する資料は、提出された書類のみとし技術提案書にない追加提案や追加資料の配付は認めない。なお、提出された技術提案書等に関わる簡易な図案や説明用パネル等の使用は可能とする。
- ④ プレゼンテーション審査でのパソコンの使用は可能とするが、使用する場合は提案者が会場にパソコンを持参する。（会場には、プロジェクター及びスクリーンを用意する。）なお、パソコン設置準備時間は持ち時間から除外する。
- ⑤ 提案者の出席者数は、管理技術者及び主任技術者を含め5名以内とする。配置予定の管理技術者は必ず出席することとし、原則として代理者の出席は認めない。ただし、やむを得ない理由で出席できない場合は、その旨を理由と共に書面（書式自由、A4とする。）にて提出すること。
- ⑥ プレゼンテーション審査においては、提案者名が特定可能な表現又は表示はしないこと。また、名札・社章その他服装又は携帯物品により提案者名が特定できることのないようにすること。

（3）二次審査（プレゼンテーション審査）の審査基準及び配点割合

二次審査の審査基準及び配点割合は、次表のとおりとする。

二次審査の審査基準			
評価項目（対象様式等）		審査・評価の視点	配点割合
1. 業務の実 施方針等 （様式第 10号）	(1)業務の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・業務内容や事業背景の理解度が高く、課題や問題点を把握、整理しているか。 ・取組方針が明確で、それを遂行する技術力を有していると感じられるか。 	15
	(2)組織体制、進捗管理、作業スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> ・業務遂行の体制づくりができているか。 ・関係者等とも連携し、事業を成功させるマネジメント能力を有しているか。 ・実施手順やフローが適切で効率的、効果的な業務工程となっているか。 	15
2. 特定テー マに係る 技術提案 （様式第 11号）	①子供を守る安全 で安心な学校施設	業務理解度、課題の整理及び検討内容、地域特性の把握度、経験や実績等に基づく説得力、工学的知見に基づく独創性、実現性等を評価。	20
	②地域住民が連携 できる開かれた学 校施設	業務理解度、課題の整理及び検討内容、地域特性の把握度、経験や実績等に基づく説得力、工学的知見に基づく独創性、実現性等を評価。	20
	③環境に配慮した 経済的な学校施 設	業務理解度、課題の整理及び検討内容、地域特性の把握度、経験や実績等に基づく説得力、工学的知見に基づく独創性、実現性等を評価。	20
3. 業務の実 施能力	—	<ul style="list-style-type: none"> ・知識、経験に基づく説明及び質疑応答は的確で、分かりやすいか。 ・担当チームのコミュニケーション能力は高いか。 ・本業務への取組意欲が感じられるか。 ・総合的に企画力、実効性が感じられるか。 	10
4. 参考見積 （様式第 12号）	業務コストの妥当性 ※評価対象外	<ul style="list-style-type: none"> ・提示した参考業務規模と大きくかけ離れた金額になっていないかを確認。 ・提案内容に対して、不適切な見積とになっていないかを確認。 	—
計			100

(4) 候補者等の選出

- ① 審査委員会の各委員は、二次審査の採点結果により、委員それぞれで二次審査の対象者に順位を付ける。
- ② 審査委員会は、各審査委員が最も多く1位とした二次審査の対象者を設計候補者、その次の者を次点者として、1者ずつ選出する。
- ③ 二次審査の対象者が各審査委員から獲得した1位の数が同数の場合、審査委員会はその順位を2位の数で決定する。それでも決まらない場合は、一次及び二次審査の結果を参考に、合議によりその順位を決定する。

(5) 結果の通知

審査の結果は、技術提案書等を提出したすべての事業者へ、文書により通知するものとする。

5 その他

- (1) この審査要領に定めるもののほか、本プロポーザル審査に必要な事項は、審査委員会が別に定める。
- (2) 提出された書類は審査を行う作業に必要な範囲において、複製を作成、または提案者を特定できる表現や建築物等のわかるような表現は一部修正することがある。なお、候補者等の技術提案書は、審査結果と共に公開する場合がある。
- (3) 本プロポーザルは、本設計業務に対する発想、解決方法、対応姿勢等、優れたアイデアと業務遂行能力等を有する設計候補者を選定するものである。したがって、実際の設計段階においては、提案されたアイデア等を基本的に尊重するが、与条件追加・変更等があれば、変更を行うことがある。
- (4) 参加表明書等、技術提案書等の提出者が1者のみの場合であっても、審査委員会において提案内容の審査等を行い、設計候補者の特定の可否を決定する。